

A.そういう計算方法もあるがそのとおりにはいかない。

Q5.廃炉工程で、ピットをいかにするか。

A.使用済み核燃料を取り出すところから始めなければならない。関電の場合、いつまでもピットに使用済燃料が残っている。

Q6.陳述書 p.9 で低レベル廃棄物はある程度の危険は承知で地下に埋めるしかないとあるが、このある程度とはどういう意味か。

A.これは私が言っているのではなく、当初考えられていた海洋処分からの処分方法の変遷のときの考え方を述べたものだ。

Q7.MOX 燃料の再処理について主尋問では「不可能ではないがやらないという方向」と述べているが・・・。

A.商業的には実施していない。

Q8.高浜の燃料ピットは十分な冷却能力を持っており臨界事故には至らない。

A.冷却能力の計算は知っているが、実際にそのとおりとなるかわからない。また、計算書は具体的な数値を機密として示していないので客観的な検討ができない。

Q9.群分離・特殊変換などの放射性廃棄物を無害化する技術をどう考えるか。

A. まだアイデア段階のものだ。

Q10.電気事業連合会の試算では、原子炉解体で出る放射性廃棄物は約 2%で、5%は放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物、93%は放射性廃棄物でない廃棄物となっている。

A.まだ、解体廃棄物がでてきていないので実際にそうなるかはわからない。

【記者会見】

井戸弁護団長の概要説明

記者会見では、井戸弁護団長が、法廷でのやりとりの概要を説明しました。

まず、堀部裁判長が4月で異動となることが決まり、次回6月の裁判では実質的な弁論の更新手続きとして、双方が今までの主張を整理してプレゼンテーションを行うことになりました。

これまでの我々の見通しでは、6月に芦田京大名誉教授の尋問を行う予定でしたが、4月に赴任してきた裁判長にいきなり尋問を聞いてもらっても、背景や争点などを正確に把握していないとせつかくの尋問が意義の乏しいものになってしまいます。そのため、6月は双方でプレゼンテーションをして重要な点を直接説明したうえで尋問を行うこととして、芦田先生の尋問は9月に行うこと



記者会見：滋賀民報社提供

になりました。赤松先生への尋問は12月ということになりますが、ボリューム的に多いので一回の期日で終わるかということについて次回までに決めるということになると思います。次回のプレゼンをどういう形でやるかについては4月20日にウェブ上で新しい裁判官と原告、被告で協議することになりました。

今後の見通しとしては、赤松先生の尋問が二期日必要とすると、尋問は来年の3月ま

で、その後、最終準備書面などを経てスムーズにいけば再来年度中の判決ということになるかと思えます。

証人尋問についての報告

西尾氏は所用のため急いで帰られたので、担当した池田弁護士が証言内容を概括してコメントを行い、また一緒に担当した雪谷弁護士もコメントを述べました。

池田弁護士のコメント

今日の証人は、本名は芝邦夫といいますが、西尾漢という名前で本をたくさん書いておられます。裁判なので本名を先に出しましたが、西尾漢の方が通りがいいです。書証でも取り上げた高木仁三郎⁵さんと一緒に活動してきた方で、もともとはドイツ語を勉強されており、理工系の人ではありません。原子力の問題に関わるようになったきっかけは、勤めていた広告会社で電力会社の原発の公告に疑問をもち、いろいろ調べていくうちにこういう活動をするようになったそうです。非常に探究的な人です。

今日の証言では、次のようなたぐいさんの問題を指摘してもらいました。

- ・核燃料サイクルが行き詰っており、使用済燃料がたまる。
- ・稼働すればするほど低レベル廃棄物が大量にでる。
- ・関電は中間貯蔵施設を確保して外にだすといっているが、見通しはない。
- ・核燃料サイクルを少しでも回そうとすると、再処理でてくる高レベル廃棄物の処分場がない。
- ・プルトニウムを利用する高速（増殖）炉はできず、しかたがないのでプルサーマルでプルトニウムを燃やそうとしているが、プ

ルサーマルをやっている原発はわずかしがなく、プルサーマル政策はそんなうまくいかない。

- ・しかも、MOX 燃料はウラン燃料の 10 倍も費用がかかり、やればやるほど経済的にみて得策とはいえない。
- ・全国で 24 基の廃炉が決まっているが、大量にでる廃棄物の行き場がない。廃炉では放射性でない廃棄物もたくさんあるが、原発の廃棄物を誰が引き受けるのか。
- ・結局、何が問題かというところ、原発をつくるときにゴミをどうするかということを実際に考えなかった、稼働中もいつかなんとかなるということでこの間すすめてきた。
- ・最初の海にすてるという考えから地層処分と変わってきたが、10 万年の間安全なところがあるのか。

以上のように、本当に出たところ勝負で進められてきた放射性廃棄物政策について、事実をあげながら淡々と証言していただいた。

この証言内容から、放射性廃棄物問題が災害リスクとならんで原発の最大のネックであることが明瞭になったと思います。

関電側は、反対尋問で MOX 燃料は安全ということを一生涯懸命言っていましたが、確かに放射性廃棄物がたまることで直ちに健康被害が生じる訳ではありません。放射性廃棄物問題を争点にしている裁判はあまりありませんが、私は、災害リスクが急性疾患であるのに対して放射性廃棄物問題は、慢性疾患のようなものだと考えています。その疾患を取り除くために、例えば最終処分場問題などで強権的なことがやられはしないかと心配しています。

電気を使うときに廃棄物の問題を考えな

⁵ 高木仁三郎：政府の原子力政策について自由な見地からの分析・提言を行う為、原子力業界から独立したシンクタンク・原子力資料情報室を設立して代表を務めた。地震の際の原発の危険性を予見し地震時の対策の必要性を訴えたほか、脱原発を唱え、脱原子力運動を象徴する人物でもあった。

いということに対して大きな問題提起をするという意味もあります。

雪谷弁護士のコメント

池田弁護士といっしょに準備をしました。プルサーマル計画のいろいろな公表資料を見ると、将来的にはうまくいくというようなことが書かれてありますが、実際にはうまくいっていません。廃棄物がでるといことは被告側からみても明らかで否定のしようがないことであり、安全だということを反対尋問で主張しようとしたのかと思いましたが、西尾さんは、公的資料に書いてあることは書いてあるだけだとさらりとかわされました。

記者会見での主な質疑応答

Q1.今日の証人尋問は全体の主張の中ではどういう位置づけか？

A.西尾さんは言わなかったが、この裁判では全国原発訴訟の中で初めて命をつなぐ権利という新しい主張をしている。放射性廃棄物は将来世代に大きなリスクを背負わせるものだ。私たち現役世代は、将来世代が私たちと同じように幸せに暮らせることに価値を見出しており、それが幸福追求権と考えるが、放射性廃棄物は、先ほどの慢性疾患の例のように、それがいつか途切れるリスクを負わせるものだ。

Q2.原発裁判での証人としては初めてか？

A.青森だったか、一度、証人になったと聞いている。

Q3.今日の証言内容の評価は？

A.課題が多岐にわたるのでタイトだったが、的確に答えていただいた。反対尋問では崩しような内容だった。

Q4.福島事故から12年が経過し、裁判も長期化しているが焦りなどはないか？

A.政府は、本音かどうかは別にして原発依存を低減するといっていたので、このままいくかと思ったが半年前から急旋回した。直接的にはウクライナ問題を契機としているが、電気代の値上がりなどで国民的支持が得られると思ったのだろう。世論調査では支持が多いという結果もありフクシマが風化してきたという思いはあった。しかし、最近の世論調査では老朽原発反対が多数になってきている。冷静に考えれば、再生可能エネルギーに舵を切り、原発に将来はないということが共通認識になると考えている。いくつも原発裁判を抱えているが、焦ることなく、ひとつひとつやって行けば結果はついてくる。

Q5.赤松先生の包括的意見書とは？

A.赤松先生の意見書はこれまで5、6通あるのでそれをまとめてほしいという裁判所の要請があった。赤松先生としても再整理してそれに基づいて証言したいという意向もあってまとめようとしている。意見書になるか、パワポになるかまだ決まっていない。12月の尋問となると、関電としては半年前の6月までに出してほしいという要請があった。約束はできないが努力するというようにしている。

今後の大津地裁での原発裁判の予定

6月15日(木) 午前11時から進行協議、午後1時30分から第37回口頭弁論(裁判長の交代に伴い、原告、被告双方がこれまでの主張をまとめてプレゼンテーション) 進め方は4月20日、新しい裁判長と原告、被告で協議する予定。

9月14日(木) 午前、午後の一日を予定

12月7日(木) 午前、午後の一日を予定

支える会定期総会冒頭講演

原発裁判をめぐる一年のまとめと今後の展望

井戸謙一 弁護士長

最近の政府の動きと世論

昨年 8 月に岸田首相が原発政策を大きく転換させたことについてはもうみなさんご存知のとおりだと思いますが、とくに、原発の停止期間を運転期間に含めないというルール変更について、規制委員会で石渡委員が反対してくれてよかったです。国民の中でも老朽原発問題の認識が深まったと思います。

世論の動きですが、電気料金の問題もあって、昨年 12 月の NHK の世論調査では政府方針を支持する声の方が大きかったのですが、3 月 5 日の日本世論調査会の調査では、60 年超運転→支持する 27% 支持しない 64%、原発替え→賛成 38% 反対 60%、原発最大限活用方針→評価する 34%、評価しない 64%と、少し冷静にとらえるようになってきているのではないかと思います。

老朽発の状況

40 超の運転認可を得たのは 4 機のみであり、うち 3 つは関電（高浜 1,2、美浜 3）です。東海第 2 は差し止め判決をくらっています。この 4 つも問題ですが、さらに予備軍が問題です。設置後 38 年の川内 1、2 は、40 年延長運転認可申請をしました。設置後 37 年の高浜 3、4 は、40 年延長運転認可申請の方針を明らかにしました。その後は、34 年の島根、30 年、31 年の大飯 3、4 と続きますが、当面焦点となるのは川内 1、2 と高浜 3、4 です。

若狭の原発を巡る裁判の状況

若狭の原発の裁判は右上の表のとおり現



若狭の原発を巡る裁判の状況

- (1) 大津地裁 民事本訴 大飯・高浜・美浜 証人尋問実施中
- (2) 京都地裁 民事本訴 大飯 近く本人尋問に入るか
- (3) 大阪高裁 行政訴訟(一審勝訴) 大飯
- (4) 名古屋地裁 行政訴訟 高浜 1, 2
- (5) 名古屋地裁 行政訴訟 美浜 3
- (6) 大阪高裁 民事仮処分即時抗告審 美浜 3
- (7) 福井地裁 民事仮処分 高浜 1, 2
- (8) 福井地裁 民事仮処分 美浜 3

在 8 つ裁判が進行しています。(8)は今年 1 月に福井の人たちが起こした最も新しい仮処分です。

この 2 年間の司法判断

この 2 年間の司法判断

- 2021.3.12 玄海 3、4 号機設置許可取消請求事件 棄却(佐賀地裁)
- 2021.3.17 大飯・高浜・美浜運転禁止仮処分(コロナ仮処分)却下(大阪地裁)
- 2021.3.18 伊方 3 号機運転禁止仮処分異議審 原決定取消(広島高裁)
- 2021.3.18 東海第二原発運転停止訴訟 認容(水戸地裁)
- 2021.11.4 伊方 3 号機仮処分却下(広島地裁)
- 2022.3.10 高浜 3、4 号機運転停止義務付け請求 棄却(名古屋地裁)
- 2022.5.31 泊 1～3 号機運転差止め訴訟 認容(札幌地裁)
- 2022.12.20 美浜 3 号機運転禁止仮処分 却下(大阪地裁)

分類 民事訴訟 2 勝 0 敗
民事仮処分 0 勝 4 敗
行政訴訟 0 勝 2 敗

動いている原発 0 勝 6 敗
止まっている原発 2 勝 0 敗

この 2 年間の司法判断は上の表のとおりです。分類してみるとかなり傾向がはっきりしています。民事仮処分や動いているものは裁判官にとってハードルが高いのかと思い